

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和2年8月6日現在)

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年															R3年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
経済産業省	給 持続化給付金	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給。	農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入(売上)を得ている法人・個人の方が対象	①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。 ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 ③法人の場合は、 (Ⅰ)資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、 (Ⅱ)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。	R2.5/1～R3.1/15 (電子申請の送信完了の締め切りが、R3.1.15の24時まで)																		法人:200万円、個人事業者:100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限。 【売上減少分の計算方法】 前年の総売上(事業収入)÷(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)	持続化給付金事業コールセンター TEL:0120-115-570(直通) IP電話:03-6831-0613
	給 New 家賃支援給付金	5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えるため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給。	資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※ ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。	①5月～12月の売上高について、 ・1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、 ・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上 ②自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い 左記の者であり、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。 ①いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少	R2.7/14～R3.1/15 申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。 (なお、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。)																		申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6ヵ月分の給付額に相当する額を支給。 法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。 申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍 (法人) 支払賃料(月額) 給付額(月額) 75万円以下 支払賃料×2/3 75万円超 50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限 (個人事業者) 37.5万円以下 支払賃料×2/3 37.5万円超 25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限	家賃支援給付金 コールセンター TEL:0120-653-930 (平日・土日祝日8:30～19:00)
	生産性革命推進事業	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援。 生産性革命推進事業における、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。		■特別枠の申請要件(3つの補助事業に共通) 【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること ・類型A: サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと (例:部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓) ・類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと (例:店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供) ・類型C: テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること (例:WEB会議システム、シンククライアントシステム等の導入) ■事業再開枠の対象※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費 ・消毒、マスク、清掃・飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニールシート等) ・換気設備・その他衛生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等)・掲示・アナウンス(従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの)																			(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL:03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp	
	補 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【一般型(特別枠含む)】	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。	中小企業者等・小規模事業者等	(1)交付決定日から10ヵ月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の 手続きがこの期間内に完了する事業であること。 (2)以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加 ・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加	R2.5/22～R3.2/3(3次:8/3、4次:11月、5次:2月)口 ※3次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年11月(4次)、令和3年2月(5次)に締切りを設け、それまでに申請のあった																		■補助上限:原則1,000万円 ■補助率: 【通常枠】中小企業:1/2、小規模企業者・小規模事業者:2/3 【特別枠(類型A)】2/3 【特別枠(類型B又はC)】3/4 【事業再開枠(特別枠の上乗せ)】上限50万円・定額(10/10)	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053
	補 【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助<一般型> 補 【日本商工会議所 枠】 小規模事業者持続化補助<一般型>	小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。	小規模事業者等	【想定される活用例】 ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。 ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。 ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。	R2.3/10～R3.2/5 【受付締切】第1回:3/31、第2回:6/5、第3回:10/2、第4回:2/5 (いずれも当日消印有効) ※4次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択を発表(制度内容、予定は変更する場合がございます)																		■補助上限:50万円 ■補助率:2/3 上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。 ・「事業再開枠」補助上限:50万円、補助率:定額(10/10) ・「追加対策枠」補助上限:50万円、補助率:2/3または定額(10/10) ※創業事業者の特例(上限100万円への引上げ)の要件緩和(当面の間、2020年創業者については創業の事実は登記簿又は開業届の写しにより確認) ※「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。 ※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者(ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種)が対象。	全国商工会連合会 TEL:03-6670-2540 日本商工会議所 TEL:03-6447-2389
	補 【日本商工会議所 枠】 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型> 補 【日本商工会議所 枠】 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。	小規模事業者	小規模事業者等であり、補助対象経費の6分の1以上が、下記要件①～③いずれかに合致する投資であること。 ①サプライチェーンの毀損への対応 ②非対面型ビジネスモデルへの転換 ③テレワーク環境の整備	R2.4/28～10/2 【受付締切】第1回:5/15、第2回:6/5、第3回:8/7、第4回:10/2 (いずれも																		■補助上限:100万円 ■補助率:(類型A)2/3、(類型B又はC)3/4 上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。 ・「事業再開枠」補助上限:50万円、補助率:定額(10/10) ・「追加対策枠」補助上限:50万円、補助率:2/3、3/4又は定額(10/10) ※売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2を即時支給する。 ※2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。 ※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者(ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種)が対象。	広島県商工会連合会 TEL:082-247-0221 日本商工会議所 TEL:03-6447-5485
	補 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)<特別枠(C類型)>	新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「通常枠」よりも補助率を引き上げた「特別枠(C類型)」を設け、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者によるIT導入等を支援。	中小企業・小規模事業者等	(1)補助対象事業の考え方 甲:サプライチェーンの毀損への対応 (顧客への製品供給を継続するために必要なIT投資を行う) 乙:非対面型ビジネスモデルの転換 (非対面・遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデルに転換するために必要なIT投資を行う) 丙:テレワーク環境の整備 (従業員がテレワーク(在宅勤務等)で業務を行う環境を整備するために必要にIT投資を行う)	R2.5/11～12月下旬 通常枠(4次)、特別枠(3次)申請締切:6月26日(金)17時 通常枠(5次)、特別枠(4次)申請締切:7月10日(金)17時 ※7/10(金)の締切後も申請受付を継続し、令和2年度内に、複数回締切りを設け、																		補助率:1/2(特別枠は、類型A(「甲」):2/3、類型B又はC(「乙」又は「丙」):3/4) ※詳細は31、32ページ参照 ※通常枠でも、テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加算 ※公募要領上では類型A:「甲」、類型B:「乙」、類型C:「丙」と記載 ※特別枠では、4月7日以降の契約まで遡って補助。	(一社)サービスデザイン推進協議会 TEL:0570-666-424
	補 【サプライチェーン改革】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援。	大企業・中小企業等	(1)事業A 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業であって、次のいずれかに該当するもの ①生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内での生産拠点整備事業 ②生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した生産を行う生産拠点整備事業 ◇補助率:大企業(1/2以内)、中小企業等(2/3以内) (2)事業B 一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業 ◇補助率:大企業(2/3以内)、中小企業等(3/4以内) (3)要件C①～③の全てを満たす事業 ①複数の中小企業等のグループによる共同事業 ②事業Aに該当する事業 ③グループ化メリットを有する事業 ◇補助率:中小企業等(3/4以内) ■補助上限額 150億円 ■事業期間 原則3年間(大規模案件は4年間)	R2.5/22～7/22正午必着 事業を早期に実施したい方のために、6月5日正午まで(必着)に応募申請書をご提出いただいた方については、先行審査の対象とします。 【申請受付終了】																		■補助上限額:150億円 ■補助率:大企業1/2以内、中小企業等2/3以内等 ■補助対象経費:建物・設備の導入費等 ■事業期間:原則3年間(大規模案件は4年間)	みずほ情報総研㈱ 社会政策コンサルティング部 TEL:03-6825-5476 E-mail: kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和2年8月6日現在)

所掌	事業の名称 補給New 補助金・助成 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年	募集期間(→)												R3年	給付・補助金額等	問合せ先	
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月
経済産業省	補 【サブプライチェーン改革】 海外サブプライチェーン多元化等支援事業 ＜設備導入補助型(一般枠・特別枠)＞	製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援。	日ASEANサブプライチェーン強化に資する、民間団体等のASEAN等海外の事業実施法人(海外子会社または海外孫会社)	(1)設備導入補助型(一般枠) 製造設備を新設・増設する際の設備投資事業 (2)設備導入補助型(特別枠) 製造設備を新設・増設する際の設備投資事業のうち、特に以下のア及びイを満たす国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の製造設備に係るもの															(1)設備導入補助型(一般枠) ・補助申請金額:1億円～50億円 ・補助率:中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2に補助率調整指数(20%～100%)を乗じた率以内 (2)設備導入補助型(特別枠) ・補助申請金額:100万円～50億円 ・補助率:中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2に補助率調整指数(20%～100%)を乗じた率以内	(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外サブプライチェーン多元化等支援事業 支援事務局 TEL:03-3582-5410 E-mail:scs@jetro.go.jp	
	補 【販路開拓支援】 JAPANブランド育成支援等事業(特別枠)	地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援。	中小企業者、商工会、商工会議所、組合、NPO法人 等	(1)事業型 中小企業者等が、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する取組(新商品・サービス開発やブランディング等)。 (2)支援型 民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得を支援(調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等)する取組。															(1)事業型 ■補助上限額:500万円※ ■補助率:2/3 ※複数者による連携体での共同申請の場合は、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2,000万円までの上限額となります。 (2)支援型 ■補助上限額:2,000万円 ■補助率:2/3	(株)ジェイアール東日本企画 ソーシャルビジネス開発局 E-mail:info@japanbrand.page	
厚生労働省	補 【テレワーク】 新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金 (設備導入にかかる費用の支援)	新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入やテレワークの新規導入やテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事主を支援。	(1)新型コロナウイルス感染症対策のためテレワークコース 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業(試行的導入も対象) (2)職場意識改善特例コース 新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事主	(1)新型コロナウイルス感染症対策のためテレワークコース 【対象となる取組】 ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 【要件】 事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること (2)職場意識改善特例コース 【対象となる取組】 ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新 等 【要件】 事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇等の規定を整備すること															(1)新型コロナウイルス感染症対策のためテレワークコース ■1企業あたりの上限額:100万円 ■補助率:1/2 (2)職場意識改善特例コース ■補助金額:上限額50円 ■補助率:3/4	テレワーク相談センター TEL:0120-91-6479	
	補 雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主) (特例措置) 令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に適用	・生産指標の要件を緩和(対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間は、5%減少) ・最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象 ・雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃 ・事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和 ・休業規模の要件を緩和 ・支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を令和2年8月31日まで特例的に緩和 ・出向要件を緩和(「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」に)															①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3) ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4) ※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ ③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ(中小企業2,400円、大企業1,800円) ④新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象 ⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能 ⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に	最寄りの都道府県労働局、ハローワーク。またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 TEL:0120-60-3999	
	補 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。	①又は②の子どもの世話をすることが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども ※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等 ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども 【適用日】 令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇 ※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。															休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様 ※令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円に引き上げ。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999	
	補 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)に「新型コロナウイルス感染症対応特例」	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業(対象家族1人につき合計93日)、介護休暇(年5日(対象家族2人以上の場合は年10日))は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。																労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満:20万円 取得した休暇日数が合計10日以上:35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
広島県	給 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給。	令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者	左記のとおり															①1日当たり支給額(11,000円が上限)×②休業実績 ※①②の算定方法は以下の通り ①:休業前の1日当たり平均賃金額×80% ②:各月の日数(30日又は31日)ー就労した又は労働者の事業で休んだ日数	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276	
	補 雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた県内の中小企業・個人事業主の方を対象に、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請手続きに必要な費用を支援。	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町に主たる事業所がある中小企業及び個人事業主 ※市域に所在する中小企業、個人事業主の皆様へ 各市でそれぞれ支援内容や申請受付期間が異なりますので、各市のHPを確認されるか担当部署へお問合せください。	■対象経費 雇用調整助成金等の支給申請にあたり、必要書類の作成や代行申請等を社会保険労務士に依頼した場合に支払った費用(消費税を除く)															■補助上限額:1件あたり10万円 ■補助率:10/10	広島県商工労働局 雇用労働政策課 TEL:082-513-2838	
	補 疫学調査等協力事業者支援金	従業者又は事業所の利用者の感染発生に伴い、感染拡大防止のため積極的疫学調査や情報公開に協力した事業者に対し、支援金を給付。	広島県内に事業所を有する全ての事業者	(1)従業者又は事業所利用者の感染について、県と連携し、下記の項目を公表すること(法人名、事業所名、事業所所在地、就労又は利用日時、感染人数) (2)疫学調査等へ協力すること																■1事業所あたり5万円(1回限り)	広島県商工労働局 インベーション推進チーム TEL:082-513-3348
	補 マスク等個人防護具開発支援事業補助金	県内に事業所を有する「ひろしま医療関連産業研究会」の会員企業が、マスク等個人防護具の製品化・事業化に取り組む場合に、その経費の一部について補助金を交付することによって、広島県におけるマスク等個人防護具の安定的な供給量の確保と医療・健康関連産業の振興を図る。	広島県内に主たる事業所を有する中小事業者	マスク等個人防護具等の製品化・事業化のための研究開発などを行う事業活動(通常の生産活動を除く) ①サージカルマスク ②N95マスク ③ゴーグル(保護メガネ) ④フェイスシールド ⑤防護服 ⑥サージカルガウン ⑦アイソレーションガウン⑧検診用手袋 ⑨サージカル手袋 ⑩手指消毒用アルコール 等																■補助限度額:1事業者あたり300万円 ■補助率:10/10以内	広島県商工労働局 医工連携推進プロジェクト・チーム TEL:082-513-3351
	補 飲食店支援・25%プレミアム付き飲食チケット「ひろしま好きじゃ券」プロジェクト	とどく!ひろしまプロジェクト実行委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営面で大きなダメージを受けている飲食店の事業継続を図るため、クラウドファンディングを活用して25%のプレミアム付き飲食チケット「ひろしま好きじゃ券」を発行し飲食店を支援することとし、6月22日(月)から参加を希望する飲食店の募集を開始します。	飲食業、料理業、喫茶飲食、社交飲食の生活衛生同業組合に加盟する飲食店	クラウドファンディングとは…インターネットサイトで、ある活動や夢を発信し、その思いに共感してくれた人や応援したいという人から広く資金を募る仕組みです。 ■概要:一口5,000円の出資に対して、1,250円券が5枚綴りになった25%プレミアム付き飲食チケット(6,250円分)を販売します。 ■申込方法:支援者は、クラウドファンディングサイトで支援店舗を指定した上で飲食チケットの申込・出資を行います。 ■チケット利用期間:10月1日(木)～12月31日(木) ■1店舗あたりの支援上限額:80口(出資金40万円+プレミアム分10万円) ※広く参加を募るため、上限額に達した店舗は、その時点で募集を終了し、WEBサイトでの掲載を、順次削除します。																当事務局から各店舗へ、購入金額に応じて県の補助金25%を加算し入金 ■入金について 9月上旬より順次	広島県 とどく!ひろしま実行委員会事務局ひろしま好きじゃ券係 TEL:082-295-0555

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和2年8月6日現在）

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年												R3年			給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
広島県	補 新たな観光プロダクト開発支援補助金	広島県及び一般社団法人広島県観光連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大により、経営面で大きな影響を受けている観光関連事業者が、新しい生活様式に対応した、新たな魅力ある観光プロダクト開発を行う経費に対し、予算の範囲内において補助金	(1)広島県内に事業所を置く、国内・海外の観光客の誘客促進に積極的に取り組む法人、個人事業主、観光協会、商工会議所、商工会、DMO、DMC及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(2)(1)を主な構成員として構成された協議会等の団体であり、自ら事業主体として実施する者	観光プロダクト開発のための事業 ※既存の外国人観光客向け観光プロダクトの国内観光客向けへの改良も含む。 【経費区分】 補助事業に要する経費のうち、備品購入費、人件費、旅費、委託料、広報宣伝に係る経費、報償費等																	補助対象経費の4/5以内で、補助金交付申請1件につき4,000千円以内	一般社団法人広島県観光連盟 プロダクト開発グループ (担当:ふもと・渡辺) TEL:082-221-6516		
	補 広島県宿泊事業者支援事業補助金	広島県では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動自粛が緩和されている現状を踏まえ、観光に対する「安心・安全」を確保しつつ、県内・近隣県へ対象エリアを段階的に拡大した誘客を促進することで、厳しい経営環境にある宿泊事業者様を支援することを目的として、「宿泊割引プラン」を造成する場合の割引相当額を補助金の額、かつ、補助金上限額の範囲内で補助する事業を行います。	(1)旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者(風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除く) (2)住宅宿泊事業法に規定する届出を行って住宅事業を営む者	・補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が宿泊割引プランを造成し、宿泊者に対して宿泊割引プランを提供する事業とする。 ・補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が造成する宿泊割引プランの割引相当額とする。																		・宿泊プランの販売額(税込):20,000円以上 補助金の額:10,000円/人 ・宿泊プランの販売額(税込):19,000円以上 補助金の額:20,000円 未満 9,500円/人 ・宿泊プランの販売額(税込):18,000円以上 補助金の額:19,000円 未満 9,000円/人 ・宿泊プランの販売額(税込):17,000円以上 補助金の額:18,000円 未満 8,500円/人 ・宿泊プランの販売額(税込):16,000円以上 補助金の額:17,000円 未満 8,000円/人 ・宿泊プランの販売額(税込):15,000円以上 補助金の額:16,000円 未満 7,500円/人 ・宿泊プランの販売額(税込):14,000円以上 補助金の額:15,000円 未満 7,000円/人 ・宿泊プランの販売額(税込):13,000円以上 補助金の額:14,000円 未満 6,500円/人	広島県観光誘客促進事業事務局 TEL:082-221-7261	
	補 New 緊急対策販路開拓等支援補助金(県制度)	小規模事業者持続化補助金(国制度)の採択・交付決定を受けて、販路開拓等に取り組む費用の一部を助成することで負担軽減を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の事業継続を支援します。〔国の持続化補助金に上乗せ補助〕	広島県内の商工会または商工会議所の管轄内で事業を営んでいる小規模事業者、かつ、持続化補助金の採択者のみ	◆対象となる取組事例 ＜一般型＞:新商品を陳列するための棚の購入、新たな販売促進用チラシの作成・送付 など ＜コロナ特別対応型 A 類＞:部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓 など ＜コロナ特別対応型 B 類＞:自動精算機やキャッシュレス決済端末の導入、店舗販売から EC 販売へのシフト など ＜コロナ特別対応型 C 類＞:WEB 会議システムの導入、クラウドサービスの導入 ◆対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、専門家謝金、専門家旅費 など																			国の持続化補助金(一般型)の場合 ■ 国2/3(上限50万円)＋ 県1/12(上限 62,500円)＝ 事業者負担 1/4 国の持続化補助金(コロナ特別対応型・A類単体)の場合 ■ 国2/3(上限100万円)＋ 県1/12(上限125,000円)＝ 事業者負担1/4 国の持続化補助金(コロナ特別対応型・B類単体、C類単体、A類とB・C類の組み合わせ)の場合 ■ 国3/4(上限100万円)＋ 県1/12(上限111,000円)＝ 事業者負担1/6	広島県 商工労働局 経営革新課 経済団体グループ TEL:082-513-3328
	障害福祉サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金及び施設、事業所等に対する支援 給 New	(1)障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給	同 右	令和2年3月6日から6月30日までの期間に、障害福祉サービス施設・事業所等で、通算して10日以上勤務し、患者・利用者と接した職員 ※ 障害福祉サービス施設・事業者等での派遣労働者・業務受託者を含みます。																		慰労金:20万円または5万円の慰労金		
	障害福祉サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金及び施設、事業所等に対する支援 補 New	(2)障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援	同 右	令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するためにかかり増し経費が発生した障害福祉サービス施設・事業者等																		感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置などに要する経費が対象	広島県新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム(障害福祉班) TEL:082-513-2841(ダイヤルイン)	
	障害福祉サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金及び施設、事業所等に対する支援 補 New	(3)障害福祉サービス再開に向けた支援	同 右	①令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った相談支援事業所及び在宅サービス事業所 ②令和2年4月1日以降、感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所及び在宅サービス事業所																			①令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った相談支援事業所及び在宅サービス事業所に対し、必要となる経費を助成。 ②令和2年4月1日以降、感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所及び在宅サービス事業所に対し、環境整備に係る費用を助成。 ※長机、飛沫防止パネルの購入費、換気設備の購入及び設置に要する経費、電動自転車等の購入又はリース費用、タブレット等のICT機器の購入又はリース費用、感染防止のための内装改修費が対象となります。	
	介護サービス事業所・施設等に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分) 補 New	(1)感染症対策の支援	同 右	令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設など																		・助成上限額:サービス類型毎に設定 (例)通所介護(通常規模型)89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数 ・支援対象経費:かかりまし経費 (例)感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用など	広島県 新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム(介護班) TEL:082-513-2840	
	介護サービス事業所・施設等に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分) 補 New	(2)介護サービス再開に向けた支援	同 右	①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成 令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所 ②在宅サービス事業所における環境整備への助成 令和2年4月1日以降、感染防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所																			①助成額:1利用者あたり1,500円～6,000円 ②助成上限額:20万円 支援対象経費:「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用など (例)長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費など	
	介護サービス事業所・施設等に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分) 給 New	(3)職員の皆様への慰労金の支給	同 右	対象期間に介護サービス事業所・施設に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員																			・感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者と接する職員20万円 ・その他の事業所で勤務し利用者と接する職員5万円	
	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 補 New	(1)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	広島市、福山市及び呉市を除く、次の広島県内の事業所(施設)。 ・通所系サービス事業所 ・短期入所系サービス事業所 ・訪問系サービス事業所 ・介護施設等	ア 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等 エ ア～ウ以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所 が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費(福祉用具貸与と事業所を除く。)について支援を行う。																		・申請書兼実績報告書提出締切り日 8月31日(月曜日)必着 ⇒8月3日(月曜日)以前に、当該事業が終了している事業所が対象 ・9月1日以降、今後補助対象になった場合、当該事業が終了した日から30日を経過した日又は令和3年4月10日までのいずれか早い日	・補助の対象となる事業における補助対象経費に対して他の団体又は個人からの寄附金、負担金及び補助金がある場合は、これらを控除した額を補助対象経費とします。 ・補助金の交付額は、事業所・施設ごとに、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とします。(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。) ・1事業所・施設当たり1回まで交付します。	広島県 健康福祉局 地域福祉課 介護保険事業者指導グループ TEL:082-513-3208
	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 補 New	(2)介護サービス事業所等との連携支援事業		(1)のア又はイの介護施設等及び感染症の拡大防止の観点から自主的に3日以上休業した介護施設等の利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該介護施設等の利用者の積極的な受け入れや、職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護施設等が、緊急かつ密接な連携を実施するために必要な経費について支援を行う。																				

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和2年8月6日現在)

所掌	事業の名称	補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年	募集期間(→)												R3年			給付・補助金額等	問合せ先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ひろしま産業振興機構	補				(1)販売促進費 ・チラシ等印刷物の製作委託費 ・PRするための広告掲載費(新聞・雑誌等) ・PR動画製作委託費 ・看板・POP・のぼり製作費 など (2)配送用車両等借上料 ・デリバリーバイク等のリース・レンタル料(3か月分) (3)梱包・包装資材等の購入費 ・はし等の食器類、包み紙、手提げ袋、おてふき ・ナイロン手袋、クーラーボックス等の購入費用 など (4)店舗等内装工事費 ・テイクアウト用小窓、ショーウィンドー、調理室の間仕切りの設置など																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和2年8月6日現在)

所掌	事業の名称	給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→)												R3年			給付・補助金額等	問合せ先			
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
呉市	呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者(交通事業者)支援給付金		新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている公共交通事業者(個人事業者を含む。)の今後の事業継続を支援するため、「呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者(交通事業者)支援給付金」を交付。	安心・安全な公共交通空間を提供するよう努めるとともに、公共交通の安全な利用に向け、一般社団法人日本モビリティ・マネジメント会議が発行する「STOP新型コロナ」チラシ又はこれと同様の内容と認められるチラシ等を車内・船舶内に掲示するなど、新しい生活様式」に関する啓発を行うことを宣言する事業者。	(1)次のア～エのいずれかに該当すること。 ア.道路運送法第4条に基づく許可を受けている一般乗合旅客自動車運送事業者(呉市内のみを運行する路線を持つ事業者又は呉市が現に単独で運行支援を実施している事業者に限る。) イ.道路運送法第4条に基づく許可を受けている一般貸切旅客自動車運送事業者(呉市内に本社又は営業所を有する事業者に限る。) ウ.道路運送法第4条に基づく許可を受けている一般乗用旅客自動車運送事業者(呉市内に営業所を有する事業者に限り、個人タクシー等を含む。) エ.海上運送法第3条に基づく許可を受けている一般旅客定期航路事業者及び同法第19条の5に基づき届出をしている貨物定期航路事業者であって、呉市内のみを運航する航路を持つ事業者又は呉市が現に離島航路・生活航路として運航支援を実施している事業者 (2)上記ア～エの道路運送法又は海上運送法に基づく許可については、令和2年5月末日より以前に受けたものであること。 (3)市税の滞納がないこと。 (4)呉市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号の規定に基づき、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当していないこと。																		・交付は、同一の対象者に対して一度に限るものとします。 ・交付する給付金の額は、各対象者が所有又は貸与を受け、事業(※1)に常用している車両及び船舶数に、次の①～④の額を乗じて得た額の合計額とします。 ①路線バス・生活バス・貸切バス・乗合タクシー：1両につき15万円 ②タクシー：1両につき5万円 ③フェリー：1隻につき50万円 ④フェリー以外の船舶：1隻につき15万円	呉市 都市部交通政策課 TEL:0823-25-3239	
	呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者(宿泊事業者)支援給付金		新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている宿泊事業者の事業継続を支援するため、宿泊客が安心して快適に宿泊してもらえるための対策などを講じる宿泊事業者に対し給付金を交付。	令和2年5月31日時点で旅館業法に基づく許可を受け、呉市内で営業する旅館・ホテル・簡易宿所で、今後も営業を継続する意思がある者	次の全ての要件を満たす方 (1)市税の滞納がないこと (2)広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書を施設に掲示し広島県ホームページで宣言店として公表していること (3)公共施設、研修・福利厚生施設を除く (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業を営む者を除く (5)呉市が例年12月頃に実施する宿泊事業者へのアンケート調査に協力すること																		・客室総定員数 × 2万円 = 給付額上限 / 1施設 ※客室総定員数は、呉市保健所に届出されている定員数を上限とします。	呉市 産業部観光振興課 TEL:0823-25-3180	
	呉市宣言店給付金(通称) 呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者支援給付金(宿泊・交通事業者を除く)		新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や3密回避対策など「新しい生活様式」の実践に向けて、自主的に取り組んでいる事業者を支援するため、幅広い用途で使用可能な呉市独自の給付金を支給。	呉市内に営業所や店舗を有しており、今後も事業を継続する意思があること(宿泊・交通事業者を除く)	左記の対象者であり、次の全ての要件を満たす方 (1)広島県より「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書の発行を受け、広島県のホームページに公表されていること (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第5項に掲げる営業店舗でないこと (3)暴力団等と関係を有していないこと																				・5万円／店舗等
竹原市	竹原市中小企業者等事業継続支援給付金		新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業自粛等により大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付	竹原市内にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する者のうち、資本金の額又は出資の総額が10億円未満若しくは常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人、又は個人事業主	・令和元年以前から主たる収入として事業により売上(事業収入)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。 ・令和2年1月から5月までの期間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上(事業収入)が20%以上減少した月があること。ただし、前年の売上(事業収入)の合計が120万円以上である者に限ります。 ・令和元年6月以降に創業した者など、市長が本事業の趣旨に基づき、対象者として認める事業者																			一律10万円を支給 (1事業者につき1回限り)	竹原市 産業振興課 商工観光振興係 TEL:0846-22-7745
	竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者・個人事業主が、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請に当たり、社会保険労務士に依頼した場合の費用に対して、補助金を交付。	中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者その他これに類する法人等(広島県雇用調整助成金等活用促進事業の対象となる法人等という。)であって、市内に本社・本店又は主たる事業所が所在している者。	(1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費																			・補助率:10/10 ・補助金額:10万円上限	竹原市 産業振興課 商工観光振興係 TEL:0846-22-7745
	竹原市新型コロナウイルス感染症宿泊事業者支援事業補助金		新型コロナウイルス感染症に係る宿泊施設での感染拡大を防止するとともに、観光客等の受入環境を整備するため、施設内での感染防止対策に要する経費を補助。	竹原市内において、旅館業法第2条に規定する旅館業を営む者(同法第3条の許可を受けた者に限る。)	次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から令和2年9月30日までに実施したもの ・感染拡大防止に係る个人防护具の購入費用(自作するときは、材料代等の作成費用) ・感染拡大防止設備の整備費 ・感染拡大防止に係る施設改修費 ・その他感染拡大防止に係る費用	防止対策完了の日から30日を経過した日(郵送の場合は当日の消印有効) ※ただし、当該補助金交付要綱の施行日前に防止対策が完了している場合は、施行後速やかに申請してください。															次の(1)又は(2)のいずれか低い額とします。 (1)補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数は切り捨て) (2)宿泊施設全体の客室数に一室あたり2万円を乗じて得た額	竹原市役所 産業振興課 商工観光振興係 TEL: 0846-22-7745			
	竹原市新型コロナウイルス感染症交通事業者支援事業補助金		竹原市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市内の交通事業者に対し、予算の範囲内で、車内及び船内での感染拡大防止対策に要する経費を補助。	・竹原市内に本社若しくは営業所を置くバス事業者又は市が業務を委託しているバス事業者 ・市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者 ・市内に事務所を置くフェリー事業者	次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から令和2年12月31日までに実施したもの ・マスク・消毒液などの購入費用 ・パーテーション等の感染防止設備の整備費(自作するときは、材料代等の作成費用) ・その他車内及び船内での感染拡大防止に係る費用	R2.7/28～R3.1/30 防止対策完了の日から30日を経過した日(郵送の場合は当日の消印有効) ※ただし、当該補助金交付要綱の施行日前に防止対策が完了している場合は、施行後速やかに申請してください。															次の(1)又は(2)のいずれか低い額とします。 (1)補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数は切り捨て) (2)バス事業者の場合：運行乗合バス又は貸切バス(市内営業所に配置されているものに限る。)車両のうち、令和2年4月1日時点において、市内で運行する車両(旅客を運送している車両に限る。)数に3万円を乗じて得た額 タクシー事業者の場合：令和2年4月1日時点において、市内で運行する車両(旅客を運送している車両に限る。)数に1万円を乗じて得た額 フェリー事業者の場合：令和2年4月1日時点において、運航する船舶数に5万円を乗じて得た額	竹原市役所 企画政策課 TEL: 0846-22-0942			
三原市	事業継続支援給付金事業		感染症の拡大により売上減少等の影響を受けている事業者に対し、店舗や事業所の継続を支援するため、一律で給付金を支給することにより事業継続を支援	右の募集対象分野に当てはまる方	令和2年4月30日時点で市内に事業所等を有する法人又は個人事業主(以下「事業者」)で、下記(1)～(3)のいずれにも該当する事業者が支給の対象になります。 (1)三原税務署へ営業所得の申告がなされている事業者。もしくは令和2年1月1日～4月30日の間に個人事業の開業届が三原税務署へ提出されている新規事業者。(法人の新規事業者については、令和2年4月30日時点で法人設立登記が完了していること。) (2)市税の滞納がない事業者 (3)反社会的勢力でない事業者 医療法人、社会福祉法人等でも事業所得(営業所得)の申告がなされている者は対象となります。また、大企業も対象です。(ただし、宗教上の組織もしくは団体、政治団体は除きます。)																			・1事業者につき5万円	三原商工会議所(担当:星野・香田) 管轄 三原地区(旧三原市内) TEL:080-2901-9852 三原臨空商工会 本所(担当:大谷・土井・清代) 管轄 本郷・久井・大和地区 TEL:0848-86-2238 三原市 経済部 商工振興課(担当:本林・村上) TEL:0848-67-6072
	雇用調整助成金等活用促進事業		雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請手続きを社会保険労務士に依頼した場合の、最大10万円を補助します。	・三原市内に本社・本店又は主たる事業所(注1)がある中小企業・個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金について、広島労働局長の支給決定を受けている方 ・市税の滞納がない方	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請に要した社会保険労務士への経費 ※休業の初日が令和2年1月24日以降の申請が対象のため、支払い済みの経費も対象となります。																			・10万円を上限に対象経費の全額を補助 (申請は1回限り)	三原市 経済部 商工振興課 TEL:0848-67-6013
	新型コロナウイルス感染症対策店舗賃借料補助金		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業や営業時間の短縮等の要請により売上減少等の影響を受けている市内の事業者に対して、店舗賃借料の補助金を交付することで、事業者の経営支援及び事業継続を図ります。	1.市内に本店を有する法人若しくは市内に住所を有する個人 2.広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受けた事業者 3.継続して1年以上事業を行うもの 4.店舗所有者と事業者が生計同一者若しくは2親等以上の親族または法人の代表者でないこと	■補助対象費 店舗の賃借料																				店舗の賃借料(共益費その他の経費を含む。)の2分の1以内で、月額5万円を限度とし、令和2年4月分から9月分までの間のうち連続した3か月分(上限15万円)

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和2年8月6日現在)

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年募集期間(→)R3年															給付・補助金額等	問合せ先	
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
三原市	給 経営支援給付金支給事業	新型コロナウイルス感染症により売上が減少し、広島県等の融資制度を活用する市内事業者に対して、事業者の経営支援及び事業継続を図るため、給付金を支給します。	〇三原市内に住所及び事業所を有する個人事業主、または市内に本店を有する法人 〇新型コロナウイルス感染症対策で、政府系金融機関または民間金融機関が実施する融資制度を活用していること 〇市税の滞納がないこと	■対象融資 ・広島県県費預託融資制度(新型コロナウイルス感染症対応資金、セーフティネット資金(国指定)) ・日本政策金融公庫の制度(新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)、衛生環境激変対策特別貸付、新型コロナウイルス対策衛経融資、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付) ・商工組合中央金庫の制度(新型コロナウイルス感染症特別貸付)																・10万円 (1事業者につき1回限り)	三原市 商工振興課 商工振興係 TEL:0848-67-6072	
	給 観光交通事業者等支援給付金支給事業	新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響を受けている市内観光交通事業者等に対して、事業者の経営支援及び事業継続を図るため、給付金を支給	1.令和2年6月1日時点で、次のいずれかの許可を受けて、市内で事業を営んでいること。 〇旅館業法に基づく旅館業の営業許可 〇海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業の許可 〇道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業の許可	(1)旅館業 (2)一般旅客定期航路事業 (3)一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業																(1)許可を受けた客室数に2万円を乗じた額 (2)許可を受けた船舶数に5万円を乗じた額 (3)許可を受けた車両数に5万円を乗じた額	三原市 商工振興課 商工振興係 TEL:0848-67-6072	
尾道市	補 事業者向け補助金等申請サポート事業	国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を社会保険労務士又は行政書士へ委託した中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)社会保険労務士 対象事業:雇用調整助成金の申請 (2)行政書士 対象事業:国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金の申請																(1)社会保険労務士 ・補助額:上限10万円(補助率:10/10) ・補助回数:1事業者につき1回限り (2)行政書士 ・補助額:上限2.5万円(補助率1/2) ・補助回数:1事業者につき1回限り	尾道市 商政係 TEL:0848-38-9183	
	給 事業継続特別支援金	令和2年3月～5月の3か月の売上合計額が前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対し支援金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・法人・個人事業主	令和2年3月～5月の3か月の売上合計額が前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対し支援金を支給します。																・支給額:法人20万円、個人事業主10万円	尾道市 商政係 TEL:0848-38-9182	
	補 経営環境改善支援補助金	新しい生活様式に適応した経営の維持・回復に取り組む中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・法人・個人事業主	■取り組み内容 (1)新しい生活様式に適応した店舗等の改修 (2)インターネット販売システム構築 (3)感染防止対策、宣伝広告等のほか、新しいビジネス転換の取組 ※上記補助上限のいずれか一つでご利用いただけます。																	・補助上限:(1)30万円 (2)20万円 (3)30万円	尾道市 商政係 TEL:0848-38-9183
福山市	補 テイクアウト・デリバリー参入応援事業補助金	飲食店営業1類の許可を持つ事業者が、2020年(令和2年)4月1日以降に、新たに飲食店営業3類の許可を取得したうえで、テイクアウト・デリバリー事業に参入し、売上を確保するための取組経費を補助	市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等 ※2020年(令和2年)4月1日以降にテイクアウト・デリバリー事業を開始する場合	(1)店舗等内装工事費 テイクアウト用小窓、ショーウィンドー、調理室の間仕切りの設置など (2)販売促進費 ・チラシ等印刷物の製作委託費 ・Prするための広告掲載費(新聞・雑誌等) ・Pr動画製作委託費 ・Webサイト等製作委託費 ・看板・Pop・のぼり製作費 など (3)配送用車両等借上料 デリバリーバイク等のリース・レンタル料(最長4か月分) (4)梱包・包装資材等の購入費 テイクアウト・デリバリー用のはし等の食器類、包み紙、手提げ袋、おてふき、ナイロン手袋、クーラーボックス等の購入費用 など																・補助率:10/10 ・補助限度額:30万円	福山市 産業振興課 商業振興担当 TEL:084-928-1038	
	補 デリバリー代行サービス応援事業補助金	飲食店営業3類の許可を持つ中小事業者等が、2020年(令和2年)4月1日以降の、「デリバリー代行サービス」等を利用する際の手数料等を補助	■市内に主たる事業者を有し、飲食業を営む中小企業者。 ■デリバリー事業を行うために必要な飲食店営業3類の許可を受けており、かつデリバリー代行サービスを2020年(令和2年)4月1日以降に利用する者	(1)デリバリー代行サービス利用に係る経費(2か月分) ▶タクシー会社が行うデリバリー代行サービスの手数料等 Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する手数料等 (2)デリバリー代行サービス利用に係る初期経費 ▶Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する初期登録料等															・補助率:1/2 ・補助限度額:10万円 ※消費税額および地方消費税額は補助対象経費から除く。 ※補助対象期間内の2か月分まで	福山市 産業振興課 商業振興担当 TEL:084-928-1038		
	補 採用活動支援事業補助	市内の中小企業者等が行う非接触型のWebを活用した面接および説明会のために必要な事業に対して、市が予算の範囲内で経費の一部を助成	市内に住所及び事業所を有する、大企業、中小企業、個人等	<対象事業費の例> ・Web面接や説明会を行うためのWebサービス利用料もしくはソフト利用料(導入費、継続費) ・Web合同説明会等への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等にかかる委託料や動画制作のためのソフト利用料(導入費、継続費) ・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート等にかかる費用 〇ハードウェアに関する費用〇通信料〇Web面接や説明会を伴わない就職支援Webサービス等への掲載や登録費用等																・補助率:10/10 ・補助限度額:10万円	福山市 産業振興課 雇用労働担当 TEL:084-928-1040	
	補 福山市雇用調整助成金申請サポート補助金	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助	福山市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2)(1)に付随する経費 (3)その他市長が必要と認めた経費																・補助率:10/10 ・補助限度額:10万円	福山市 産業振興課 雇用労働担当 TEL:084-928-1040	
	補 福山市テレワーク推進事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従業員のテレワークを推進している市内企業を支援することを目的に、市内の宿泊施設をテレワークで利用した場合の利用料を補助する事業	福山市内の事業所等にお勤めの方	福山市では、市内企業にお勤めの方が、宿泊施設のテレワークプランを利用した場合の費用を補助する制度を創設しました。 補助の申請は企業(事業所)から「利用補助券」を市役所経済総務課に申請してください。																	補助額:1回あたり3,000円	福山市 経済総務課 TEL:084-928-1215
	給 福山市スタートアップ事業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、創業間もない福山市内の事業者に対して、福山市内に有する事業所等の賃借料等の固定費の一部を支援	福山市内に登記上の主たる事業所又は本店を有する中小企業者(ただし、みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く)。個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書における納税地が福山市である個人事業主。かつ、右記要件を満たすこと。	・事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の開始日(2020年4月8日)以前であり、かつ2020年1月1日以降である者 ・日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者 ・給付対象として申請した経費に関して、国・県・市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(給付金等)から給付を受けていない者 ・給付金の支給決定後も事業を継続する意思がある者 【対象経費】 次のア～ウの経費において、申請事業者が2020年3月1日(日)から2020年5月31日(日)までにおいて実際に支払った経費 ・家賃 ・土地利用料 ・事業に必要な機器等のリース料																	・支給限度額 30万円 ・支給率 10/10	福山市役所 経済環境局 経済部 産業振興課 TEL:084-928-1039
補 福山市特定離職者雇用促進補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職者や内定取消者を新たに雇い入れ、市内事業所で3か月以上継続的に雇用した事業者に対し、支払った賃金に対して補助します。	・福山市内に事業所がある事業者 ・2020年4月1日から同年9月30日までの間に対象となる離職者(労働者)を雇い入れ、継続して雇用する意思がある ・原則、雇用期間の定めのない雇用形態で雇い入れている ・広島県の新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金を受けていない ・風営法第2条に規定する事業を営んでいない ・市税の滞納がない	【対象となる労働者】 (離職の要件) ・2020年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した市内に居住する人(雇用先の倒産・休業、解雇、内定取消し、個人事業主の廃業等) (雇用要件) ・原則、雇用期間の定めのない雇用形態 ・健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の規定による被保険者 ・1週間の所定労働時間が30時間以上 ・2020年4月1日～同年9月30日に雇用された方																・補助期間 雇用後、最初の6か月 ・補助金額1人あたり(上限)60万円 (月額上限10万円×3か月×2期) ・申請人数(上限)1事業者につき5人まで	福山市 経済環境局 経済部 産業振興課 TEL:084-928-1040		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和2年8月6日現在)

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年募集期間(→)R3年															給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
福山市	補 福山市感染症対策設備導入支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染症対策を講じたうえで事業を継続する福山市内の事業者の方に対して、感染症対策のために行った設備購入に係る経費の一部を補助	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日(2020年(令和2年)4月18日)以前である ③日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいるなど	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため設備の購入及び改修に当たり必要となる備品購入若しくは店舗等内改装に係る経費 (1)対面式の営業を行う際の遮蔽用衝立、カーテン等購入費 (2)従業員間の濃厚接触を避けるための衝立、カーテン等購入費 (3)ソーシャルディスタンス確保のための床表示の設置費 (4)カウンター及びテーブルの改修費 (5)換気設備(換気扇、空気清浄機(1台まで)、網戸等)の購入及び整備費 (6)来客者の体温を測定するサーモカメラ(1台まで)、非接触型検温器具(1台まで)の購入費など (7)非接触型の給排水設備の導入費																・補助額:上限30万円(下限5万円) ・補助率:3/4	福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL:084-928-1039
	補 課題解決型経営基盤強化支援事業補助金	◆在庫管理や受発注、工程管理等のシステムを導入したい ◆IT、IoTを活用した倉庫や輸送など物流を共有化したい ◆非効率機器を更新したい など、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、生産性の向上や経営基盤の強化を目的とした事業課題の解決や固定費削減のための取組に係る経費の一部を補助します。	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日以前である ③業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 ④日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいる ⑤市の提案する事業サポート制度を利用するなど	課題解決や生産性向上のための取組に係る経費 (1)IT・IoTの導入 (2)レイアウト変更や動線確保による業務効率化 (3)顧客回転率や顧客管理精度の向上を目的としたシステムの導入 (4)作業効率の大幅上昇が見込める非効率機器の更新 (5)その他固定費の削減に資する取組															・補助額:上限50万円 ・補助率:2/3	福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL:084-928-1039	
	補 事業オンライン化支援事業補助金	◆WEB会議やテレワークの実施に係るサービスを導入したい ◆オンライン化に係るコンサルティングを依頼したい ◆オンライン販売促進用のWEBサイトを制作したい など、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、インターネットを利用した非接触型の販売方法の導入及び強化等、オンライン化にかかる経費の一部を補助します。	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日以前である ③業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 ④日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいる ⑤市の提案する事業サポート制度を利用するなど	業況好転のためのオンライン化にかかる経費 (1)非対面型ビジネスモデルへの転換 (2)テレワーク環境の整備																・補助額:上限50万円 ・補助率:2/3	福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL:084-928-1039
府中市	給 府中市事業継続応援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しているものの、国の持続化給付金の対象とならない事業者に対して給付金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有する者	(1)令和2年1月から12月までの期間中、申請する日が属する月の前月までの売上で前年同月比20%以上50%未満減少した月があり、かつ、50%以上減少した月がない大企業以外の者であること。 (2)国の持続化給付金の対象とならない者であること。 (3)直近の事業年度の売上が240万円以上であること。 (4)市税等の滞納がない者であること。																一律20万円(※1事業者につき1回のみ)	広島県府中市 経済観光部 商工労働課 商工振興係 TEL:0847-43-7190
	補 府中市雇用継続助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者で、国の支給額以上の休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給します。また、国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費についても助成金を支給します。	1 国が特例措置を実施した雇用調整助成金の交付を受けた事業者であること。 2 新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇をしていない者であること。 3 市内に主たる事業所を有する者であること。 4 市税等の滞納がない者であること。	(1)休業補償に係る助成金について 国の雇用調整助成金の支給額以上に従業員へ休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金支給。 (2)社会保険労務士への事務委託費に係る助成金について 国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費について助成金支給(※中小企業・小規模企業者のみ)。															(1)ア 中小企業・小規模企業者:上限50万円 イ 大企業:上限100万円 (2)上限10万円	広島県府中市 経済観光部 商工労働課 商工振興係 TEL:0847-43-7190	
	補 府中市新型コロナウイルス感染症対策店舗賃借料助成金	広島県感染拡大防止協力支援金の交付を受けた事業者で、店舗賃借料の支払いがある事業者に対して、助成金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有する者	1 広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受けた事業者であること。 2 市内に店舗(事業を営むための建物)を賃借し、事業を営んでいること。 3 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人が行う事業であること。 4 助成金の交付の決定を受けた日から継続して1年以上事業を行う見込みがあること。 5 店舗の所有者が、賃借する事業者と生計を一にしている者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が属する法人その他の団体でないこと。 6 市税等の滞納がないこと。															令和2年4月分の店舗の賃借料(駐車場使用料、共益費等も含む)について上限20万円(消費税及び地方消費税相当額を除く)	広島県府中市 経済観光部 商工労働課 商工振興係 TEL:0847-43-7190	
	補 府中市テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金	令和2年4月1日以降にテイクアウト又はデリバリー事業に新たに参入する事業者に対して参入に係る経費の一部について助成金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等	1 ひろしま産業振興機構が実施するテイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金交付事業の助成金交付決定を受けた者 2 テイクアウト又はデリバリー事業を行うために必要な食品営業許可を受けており、又は受ける予定があり、かつテイクアウト又はデリバリー事業に令和2年4月1日以降に参入する者 ※次のア・イいずれかに該当する取組を新たに開始する者。 ア) 飲食店営業1類の許可を持つ者が、そうざい等の店頭販売を新たに開始する場合又は、飲食店営業3類の許可を取得し、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合。 イ) 飲食店営業3類の許可を持つ者が、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合	◆ 助成対象期間 令和2年4月1日又は申出完了通知日から令和2年10月31日までの内、最長3か月間。															対象経費の2分の1以内で、上限20万円(税抜き)。	広島県府中市 経済観光部 商工労働課 商工振興係 TEL:0847-43-7190
三次市	給 事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症により事業経営に影響を受け、売上が20%以上減少した事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するための給付金を支給	市内に本店を有する法人、市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主(フリーランス含む)	・令和2年3月から5月のうちのひと月の売上が前年同月の売上と比較して20%以上減少している事業者 ・広島県感染拡大防止協力支援金を受給していない事業者 ・三次市介護保険居宅サービス事業所支援金を受給していない事業者 ・主たる業の前年の事業収入が120万円以上の事業者 ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など事業所得の申告がされている法人も対象です。																・補助限度額:10万円	<申込み窓口> みよしまちづくりセンター(1階べべらホール) <問合せ先> 三次市 産業振興部 商工観光課 TEL:0824-62-6171
	補 中小企業経営持続支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症により、事業経営に影響を受けている中小企業の経営持続に向けて、新型コロナウイルス感染症防止対策や情勢に応じた新たな取組等に対する経費の一部を助成	三次市内の中小企業者	○感染防止対策 消毒液・マスク・空気清浄機・換気扇・飛沫防止板などの購入・設置経費 ○営業形態転換・拡大 テイクアウト・デリバリー・ネット通販などを開始するための容器や備品・設備などの購入に係る経費 ○販路開拓・拡大 新業態の取組に必要な営業許可などの取得経費、YouTubeなどへアップロードするための動画作成にかかる経費、新たな商品開発等に係る経費 ○宣伝広告 ホームページ、チラシなどの作成や新聞折込などに係る経費															・補助率:3/4 ・補助上限:30万円(千円未満の端数は切り捨て) ※補助対象経費に係る消費税および地方消費税相当額を除く。	<問合せ先> 三次市 産業振興部 商工観光課 商工労働係 TEL:0824-62-6171 E-mail: shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和2年8月6日現在)

所掌	事業の名称 補給補助金・助成金 給付金 New新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年募集期間(→)												R3年			給付・補助金額等	問合せ先	
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
三次市	補 三次市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持を図るための休業手当に要した費用として、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成や代行申請などを社会保険労務士に委託した際の経費に対して補助金を交付します。	1. 三次市内に本店または主たる事業所を有している事業者 2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金等の申請に必要な書類を社会保険労務士に委託をした事業者 3. 雇用調整助成金等の支給決定を受けている事業者	雇用調整助成金の申請などに関連して、社会保険労務士に支払った報酬のうち、次にあげる経費を補助します。(消費税及び地方消費税に相当する額を除く) 1. 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 2. 雇用調整助成金等の代行申請に要する経費 など																	1事業者 上限20万円 ※申請は1回限り ※補助率:補助対象経費の10万円までは10/10、10万円を超えた額は1/2 ※補助金は千円未満切り捨てます。	三次市 産業振興部 商工観光課 商工労働係 TEL:0824-62-6171
	給 中小企業者等事業継続応援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受ける事業者に対し、事業を継続していただくために応援給付金を支給します。	(1)広島市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について支給決定を受けている事業者	(1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年6月までのうち、いずれかひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者 (2)令和2年4月30日以前に開業した法人(公共の法人を除く)または個人事業者で、前年の確定申告において120万円以上の事業収入を得ていること (3)主たる収入としての事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者 (4)国の持続化給付金の給付を受けていない(受ける予定のない)事業者 (5)市税の滞納がない事業者																	・一律10万円 (1事業者につき1回限り)	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178
庄原市	補 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金	新型コロナウイルス感染拡大の予防対応等のため、事業者が自発的かつ新規に取り組む設備導入や事業継続のための取り組みに対して必要な経費を補助	市内に主たる事務所もしくは事業所を置く中小企業者、個人事業主または市内支援団体等	■対象経費 消耗品・印刷製本費・通信運搬費・広告料・手数料・委託費・工事費・備品購入費・賃料																	・補助率:3/4 ・補助限度額:30万円 ※補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178
	補 庄原市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等を余儀なくされる中でも、休業手当を通じて従業員の生活を守り、雇用の維持を図ろうとする事業者が、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請等を社会保険労務士に依頼し、支払った経費を補助	新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等について、広島労働局長より支給決定を受けた庄原市内の中小企業者で、申請等を社会保険労務士に依頼し、報酬を支払った中小企業者	■補助対象経費 (1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費 ※1 申請総額が予算額を超過した場合には、申請額どおりの補助ができないことがあります。 ※2 実績払いとなります。																	・補助率:10/10 ・補助額最大:10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178
大竹市	補 大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営が不安定となっている状況においても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の事業者に対して、予算の範囲内で、大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金(雇用調整助成金等の申請のために社会保険労務士に支払った経費に対して上限10万円まで1回限り)を交付します。	(1)新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金 (2)の事業者で、雇用調整助成金等の申請を行った事業所が市内であること。	(1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費																	・補助率:10/10 ・補助額最大:10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	大竹市 産業振興課商工振興係 TEL:0827-59-2131
	給 大竹市事業継続支援金	大竹市では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業状況が悪化した、市内に事業所を有する中小事業者の事業継続を支援するため、1事業者10万円の支援金を交付する事業を実施します。	大竹 市内に本社・本店 1がある 又は本社・本店は 大竹 市外 であるが 店舗 が 市内にある【サービス業 及び小売業に限る】	(1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から12月までの期間のうち、いずれかの1か月間の事業収入が前年同月の事業収入と比較して30%(小数点以下切り捨て)以上減少し、その減少額が10万円以上の者 (2)事業収入を得ている中小事業者であり、大企業者が経営に参画していないこと ※事業所得 収入 が対象で、雑所得や給与所得は該当しない。																	【申請に関する問合せ】 大竹商工会議所 TEL:0827-52-3105 【入金に関する問合せ】 大竹市 産業振興課 TEL:0827-52-2131	
東広島市	補 東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者が国の雇用調整助成金の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用について補助金	・東広島市内に主たる事業所を有している中小企業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士に委託をした者 ・雇用調整助成金の支給決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料																	・補助率:10/10 ・補助額:最大10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	補 更 東広島市ビジネスモデル転換支援事業補助金	既存ビジネスの在り方を転換し、衛生用品の新規製造や飲食店等におけるサービス提供方法の変更等、売上・雇用の維持に向けて新たな取組を実施する方を応援します。	・東広島市内に事業所を有しており、業務歴が3か月以上の中小企業者 ・市税の滞納がない者 ・実施内容が、国・地方公共団体等の補助金等の給付に重複していない者	・消耗品費、通信費、広告宣伝費、既存設備改修費、ソフトウェア改修費、その他市長が必要と認めた経費																	・補助率:10/10 ・補助額:最大20万円 (申請は1回限り)	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	補 東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金	国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に上乗せし、活用を促進するものです。	・国の生産性革命推進事業の各補助金で採択され、補助金の確定を受けた者 ・東広島市内に主たる事業所を有する者 ・市税の滞納がない者	・ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 ・持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 ・IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援																	各対象事業で採択された事業について、原則、事業者負担の2分の1を補助します(上限額あり)。	東広島 産業部 産業振興課 TEL:082-420-0921
	補 New 東広島市消費喚起支援事業補助金(東広島市消費喚起キャンペーン)	地域のお店を知ってもらい、消費を喚起するために、割引や値引き等のキャンペーンを実施する中小企業、個人事業主を支援します。	(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有し、かつ、市内において業務歴が3か月以上の者 (2) 市税の滞納がない者	補助対象経費 ・ 割引、値引きに関する経費(商品等代金の20%以内とする) ・ 景品・粗品等に関する経費(不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)を遵守すること) ・ 宣伝等にかかる経費(印刷製本費等、役務費(広告宣伝費等))※申請額の2分の1を限度とする ・ その他市長が必要と認める経費																	20万円 を上限に対象経費の全額を補助	東広島 産業部 産業振興課 TEL:082-420-0921
廿日市市	補 廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の中小企業者が雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用に対し、補助金	1.廿日市市内に事業所を有している中小企業者 2.雇用調整助成金の支給決定を受けている方 3.雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼している方 4.市税を滞納していない方	雇用調整助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼したことにより要した経費																	・補助率:10/10 ・補助額:最大20万円	廿日市市 環境産業部産業振興課 TEL:0829-30-9140
	補 廿日市市新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金	市内宿泊施設において、安全・安心な宿泊サービスを提供するため、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(PDFデータ)」を踏まえた感染拡大防止対策に取り組む宿泊施設を支援します。	1.旅館業法の営業許可を受け、市内に宿泊施設を有する事業者 (風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく店舗型風俗特殊営業の届出を必要とするものを除く) 2.住宅宿泊事業法に基づく届出をし、市内で住宅宿泊事業を営む事業者	感染防止に必要な消耗品及び備品の購入や、設備設置(施設改修を含む)に要する経費で、令和2年4月1日以降に実施したもの。 (補助対象期間:令和2年4月1日(水)～9月30日(水))																	・補助率:10/10 ・補助上限額 (宿泊施設の定員)100人未満:10万円 (宿泊施設の定員)100人以上200人未満:20万円 (宿泊施設の定員)200人以上:30万円	廿日市市 環境産業部観光課 TEL:0829-30-9141

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和2年8月6日現在）

所掌	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年募集期間(→)												R3年			給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
安芸高田市	給 安芸高田市事業継続応援金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や休業要請等の影響により、売上・事業収入が減少となっている市内事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える資金として、安芸高田市事業継続応援金を給付	安芸高田市に住民票がある者が経営する中小企業・個人等	新型コロナウイルス感染症拡大に影響により、令和2年2月から6月までの期間のうち、いずれかひと月の事業収入(売上)が前年同月比で30%以上減少している事業者で、令和元年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者																	・25万円 (1事業者1回限り)	安芸高田市商工会 TEL:08236-42-0560 安芸高田市商工観光課 TEL:0826-47-4024		
	補 雇用調整助成金等活用促進事業補助金	安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、休業等を余儀なくされている市内の中小企業者に対して、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の支給申請手続に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用を支援する補助金	○安芸高田市市内に主たる事業所が所在している中小企業者 ○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業による雇用調整助成金等について、広島労働局長の支給決定を受けている者 ○本事業による補助金の交付を受けていない者	雇用調整助成金等の支給申請にあたって、必要書類の作成や代行申請を社会保険労務士に依頼した場合の報酬や委託費 ※消費税及び地方消費税相当額は助成対象外																		・補助率:10/10 ・補助額:最大10万円	安芸高田市 産業振興部商工観光課 TEL:0826-47-4024	
江田島市	補 江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類作成などを 社会保険労務士に委託した際の手数料を補助	1 江田島市内に主たる事務所を有している中小企業・個人事業主 2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給に必要な書類などを社会保険労務士に委託した者 3 雇用調整助成金等の支給決定を受けている者 4 前年度以前の市税の滞納がない者	雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成など社会保険労務士又は社会保険労務士が所属する法人に委託した際の手数料等																		・補助率:補助対象経費の全額 ・補助額:・10万円を上限	江田島市 産業部交流観光課 TEL: 0823-43-1644 江田島市商工会 TEL: 0823-42-0168	
	補 江田島市がんばる商工業等支援金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している商工業等事業者に対して、継続的な経営を支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同月比5%以上減少しており、新型コロナウイルス感染症に関連する融資を受けた商工会会員で次の要件を満たす者	・本市に事業所を有する江田島市商工会会員であること ・風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの)でない者 ・市の他の類似する補助金等の交付を受けた借入金資金でない者 ・前年度以前の市税を滞納していない者																		・支援額:融資額の2%の額 ・支援限度額:1社につき年度内30万円	江田島市 産業部交流観光課 TEL:0823-43-1644 江田島市商工会 TEL:0823-42-0168	
	給 江田島市航路維持支援金	型コロナウイルス感染症のまん延防止のための移動自粛要請等により、市内航路の乗降客数の著しい減少及び航路事業者の経営悪化が生じているため、航路を維持し、市民の日常生活を守るための支援金を航路事業者に対し交付します。	・江田島市を発着点とする定期航路を運航している。 ・令和2年3月から6月までの間において、前年同月と比較して乗降客数が10%以上減少している月がある。 ・令和2年4月1日現在の便数及び料金を維持している。	・左記の交付要件を満たす航路の運航に要した経費を支援の対象とします。なお、交付の有無は月単位で判定します。(令和2年3月～6月) (例)3～5月は減便を行わなかったが、6月に減便を行った場合 ⇒3～5月分は交付、6月分は不交付 ・交付対象事業の実施に関し、活用可能な国、県の支援制度の適用があるものは交付の対象外とします。																			交付額は、月毎に定額を交付します。 ・本市と広島市の間を運航する航路 50万円／月 ・本市と呉市の間を運航する航路 30万円／月	江田島市企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630
府中町	給 府中町小規模事業者支援金	令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の小規模事業者に対し、予算の範囲内で府中町小規模事業者支援金を交付	小規模事業者 ※「商業・サービス業」は、卸売業、小売業、飲食業や理美容業などの各種サービス業などが該当します。	・広島県から休業等の要請を受けた事業者は、広島県感染拡大防止協力支援金を申請してください。 ※府中町小規模事業者支援金との重複受給はできません。 ・令和元年以前から事業により事業収入を得ており、今後も継続する意思があること。																			・1事業者につき5万円 支給は1回限り	府中町 自治振興課 商工観光係 TEL:082-289-3128
海田町	給 海田町事業継続応援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上に大きく影響を受けている事業者に対し事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える応援金を給付します。	町内に事業所を有する中小企業者若しくは小規模企業者、及び本業として事業を営む個人事業主	感染症の影響で令和2年3月から5月までのいずれかの月(対象月)の売上高が前年同月に比べて20%以上減少していること。 (前年同月の売上高－対象月の売上高)÷前年同月の売上高×100＝減少率(%)																			・10万円	海田町 魅力づくり推進課 TEL:082-823-9234
熊野町	給 熊野町事業継続応援金	熊野町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高の減少率が20%以上50%未満の町内中小企業者等に対して、事業の継続を支援するため応援金を支給します。	右記要件を満たす事業者	・令和2年3月以降に、融資を受けることを目的として、セーフティネット保証4号を申請し、これを熊野町が認定していること。 ・国が行う持続化給付金の受給要件に該当していないこと。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに熊野町事業持続応援金の給付を受けていないこと。																			・1事業者 10万円	熊野町 総務部 産業観光課 TEL:082-820-5602
	給 熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金	熊野町では、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けた事業主の方に、「熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金」を上乗せ支給することにより、雇用の確保及び事業主の負担軽減を図ります。	町内に事業所を有する方で、以下の条件の全てに該当していることかつ、右記要件を満たすこと	・広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けており、社会保険労務士へ支払った報酬等が10万円を超えていること。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに支援金の給付を受けていないこと。																			広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金(上限10万円)の対象経費であり、上限額を超えていた部分に対して、5万円を上限に支給。	熊野町 総務部 産業観光課 TEL:082-820-5602
坂町	給 坂町中小企業等支援金制度	新型コロナウイルス感染症で影響を受けた町内の中小企業者等に対し、国の持続化給付金を補完する形で支援金を給付	坂町内に事業所を有する中小企業等	・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月～12月の間において、ひと月の売上が、前年同月比で20%以上50%未満の減少となる事業者。ただし、広島県の感染拡大防止協力支援金の受給者については、4月22日～5月6日までの期間を売上上の算定期間から除外する。 ・国の実施する持続化給付金を受けてないこと、また、今後受ける予定がないこと。 ・申請書裏面にある誓約事項及び、同意事項に虚偽または同意に反しないこと。																			・10万円 (1事業者1回限り)	坂町役場 建設部産業建設課 産業係 TEL:082-820-1512
安芸太田町	補 安芸太田町中小企業者等緊急支援助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、助成金を交付することにより、中小企業者等の経営安定を図り、町の経済の維持・発展に資することを目的 ※一部要件を緩和しました。申請期間も2か月延長します。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者及び小規模企業者(個人事業主含む)	①安芸太田町内で1年以上の事業実績があること ②最近1か月の売上高等が前年同月比で30%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること 【期間】 ○令和2年2月から令和2年6月まで ・応援給付金受領後も正業活動を継続する意欲があること。 ・新型コロナウイルスの感染の影響に起因して、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の同月と比較して20%以上減少していること。 ・新規創業者については、令和元年7月から令和元年12月までに創業した事業者等を対象とし、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の創業した月から12月までの平均売上高と比較して20%以上減少していること																			中小企業者等1者につき10万円(加算金) 雇用している被保険者1人あたり2万円を加算 ※但し、加算金上限額は40万円	安芸太田町 商工観光課 TEL:0826-32-7080
北広島町	給 きたひろ事業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高が減少し企業活動に支障が生じている町内の中小企業及び小規模企業者等(以下「事業者等」という。))に対し、企業活動を継続していくための緊急支援として、町独自の給付金	町内で商工業を営む法人その他の団体(みなし法人)及び個人で、町民税(法人、個人)を 納付している事業者等	・心療科や重受療科でも正業活動を継続する意欲があること。 ・新型コロナウイルスの感染の影響に起因して、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の同月と比較して20%以上減少していること。 ・新規創業者については、令和元年7月から令和元年12月までに創業した事業者等を対象とし、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の創業した月から12月までの平均売上高と比較して20%以上減少していること																			・10万円 (1事業者1回限り)	北広島町 商工観光課 商工振興係 TEL:050-5812-8080 北広島町商工会事務局 TEL:0826-72-2380
	補 北広島町緊急制度融資信用保証料補助金	新型コロナウイルス感染症及び暖冬の影響を受け、民間金融機関に借入れをされた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助	1 町民税(法人、個人)を納めていること。(前年所得を申告されている) 2 町内に事業所を有すること。 3 広島県信用保証協会の保証対象者であること。 4 信用保証料を一括で支払っていること。 5 町内において対象融資を運用すること。	次の対象融資資金を借入れ、信用保証料を一括払いされている方(令和2年1月借入分から) ○セーフティネット保証4号に係る融資資金 ○セーフティネット保証5号に係る融資資金 ○危機関連保証に係る融資資金 ○広島県県費預託融資制度＜暖冬・少雪の影響＞に係る融資資金																			・1事業者あたり上限10万円	北広島町 商工観光課 商工振興係 TEL:050-5812-808

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補給補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年募集期間(→)												R3年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
大崎上島町	給新型コロナウイルス感染症対策給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内に本店のある法人又は個人事業者に対し、緊急支援として、10万円を給付	町内に事業所(本店)がある法人、又は町内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者 ※ 農業法人、NPO法人、社会福祉法人など事業所得の申告がされている法人も対象	下記の1～3の何れかに該当する者 1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、平成31年2月から令和元年6月のうち売上高が10万円以上ある月で、令和2年2月から6月のうち、前年同月比が30%以上減少している者 2. 平成31年2月以降創業の場合：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年の平均売上高が月額10万円以上ある場合で、令和2年2月から6月のうち、前年平均売上が30%以上減少している者 3. 複数事業がある場合：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、平成31年2月から令和元年6月のうち事業全体の売上高が10万円以上ある月で、令和2年2月から6月のうち、前年同月比が30%減少している者																	・1事業者あたり10万円 大崎上島町 地域経営課 TEL:0846-65-3123 FAX:0846-65-3144
	給感染拡大防止協力支援金	広島県の緊急事態措置期間中(4月22日～5月6日)の休業要請に協力された事業者等に、支援金を交付します。	広島県の感染拡大防止協力支援金の受給対象となった事業者に加え、休業要請期間の相当する期間において、休業の協力を行った事業者	(1) 広島県の支援金を受給した事業所(措置期間全てで休業等を実施) (2) 全ての措置期間ではなく、2/3以上休業した事業所																(1) 10万円 (2) 20万円	世羅町商工会 TEL:0847-22-0529
世羅町	給世羅町持続化給付金	国の「持続化給付金」の要件に該当されない事業者(感染症拡大により前年同月対比減少率(25%超50%未満)となっている事業者)に助成金を給付	右標記対象分野に当てはまる、世羅町に事業所を有する事業者	①新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の売上が前年対比25%超50%未満減少している事業者 ②2019年以前から事業による収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 ③法人の場合は、資本金の額が10億円未満または常時使用する従業員数が2千人未満																・上限:20万円 ※昨年1年間の売上から減少分が上限	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL:0847-22-0529
	補緊急対策経営改善資金利子補給補助事業	小規模事業者経営改善資金(マル経)《新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の特例措置分》の活用者を対象に利子補給を行います。	商工会の経営指導を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	《融資限度》1,000万円(一般分の融資枠2,000万円とは別枠) 《資金使途》運転資金、設備資金 《返済期間》運転資金7年以内、設備資金10年以内 《保証人等》担保・保証人不要																《金 利》1.21%(令和2年5月1日時点)より、当初3年間を0.9%引き下げ ⇒金利部分について、当初3年間は0.31%、4年目以降は1%、町より利子補給します。	世羅町商工会 TEL:0847-22-0529
神石高原町	給小規模事業者 継続支援給付金	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を継続して受けている小規模事業者に対して、継続的な支援として、最大で法人50万円、個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している者。 ※「緊急支給給付金」を受給された方も対象 ※町内の個人事業者の方で、事業事態が町外にある場合も対象	■次の産業分類に該当する者 林業、建設業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などの他、影響を受けている場合、幅広く対象とするよう対応します																最大 法人(従業員20人以下):50万円 個人事業者: 20万円 ※ 令和2年6月から9月のいずれか1月の減少分が上限(千円未満切り捨て) ※ 申請は1事業者につき、1回のみとなります。	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351
	補雇用維持助成金	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、労働者の雇用の維持を目的として、最大で300万円を助成します。	従業員数21人以上の法人 ※町外に本社があり、町内に事業所を置く場合も対象となります	1.新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している事業者 2.雇用の維持に努めている事業者 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、労働者の雇用を維持するために、国の雇用調整助成金の支給申請を行っている、又は申請を行う予定の事業者																・従業員数 × 5万円 ・上限 150万円×2回	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351
	給小規模事業者 緊急支援給付金	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の小規模事業者に対して、緊急的な支援として、最大で法人50万円、個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している者	■次の産業分類に該当する者 林業、建設業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などの他、影響を受けている場合、幅広く対象とするよう対応します																最大 法人(従業員20人以下):50万円 個人事業者 :20万円	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。